

九都県市首脳会議「ホームレスとなるおそれのある人の 自立支援に向けた要望」の実施について

定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等で寝泊まりするなど、不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在しますが、その実態は十分に把握されておらず、このようなホームレスとなるおそれのある人の実態を把握し、ホームレス化防止に取り組んでいくことが課題となっています。

そこで、九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、国に対して、ホームレスとなるおそれのある人の自立支援について、所要の措置を講じられるよう要望を実施します。

- 1 実施時期 令和2年12月25日（金）
- 2 要望先 厚生労働省
- 3 要望内容 別添要望書のとおり

※要望書の提出は、川崎市が行います。

※詳細については、川崎市にお問い合わせください。

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 吉濱
電話：044-200-3496

本件は、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の同時発表です。

お問合せ先
健康福祉局生活支援課 援護対策担当課長 遠藤 寿彦 Tel 045-671-2374

ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた要望

国が実施する「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」によれば、路上等におけるホームレスの人数は年々減少している。

しかしながら、住居を失い、終夜営業店舗等不安定な居住環境で生活している人（以下「ホームレスとなるおそれのある人」という。）が、その暮らしを維持できなくなった結果、生活困窮者・ホームレス自立支援センター等への入所につながる事例は大都市圏を中心に年々増加傾向にあると考えられる。

また、「ホームレスとなるおそれのある人」については、若年層が中心であるとされているが、九都県市ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた検討会において、生活困窮者・ホームレス自立支援センター入所者の入所直前の居所について調査を行ったところ、近年は高齢層も一定数存在していることや、知人宅等、終夜営業店舗以外で起居する者の中にも「ホームレスとなるおそれのある人」となる者が認められた。

これら「ホームレスとなるおそれのある人」については、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法において、自立支援等に関する規定が置かれ、支援の対象として位置付けられているが、その実態把握のための調査については、平成19年に実施されてから行われておらず、その発生原因や生活実態等については、いまだ不明確のままであり、効果的な支援が困難な状況にある。

については、全国の過半数のホームレスが起居する首都圏において、より効果的なホームレス支援施策を推進していくためにも、その基盤となる「ホームレスとなるおそれのある人」の全体像の把握のための実態調査を、広域的に実施することが必要であり、次のとおりその実施について要望する。

- 1 終夜営業店舗に起居する等不安定な居住環境にある「ホームレスとなるおそれのある人」の実態把握のため、国の責任の下、実態調査を実施されたい。
- 2 調査については、5年に1回程度、定期的を実施するとともに、全国一律の基準により、設問の設計、面接調査、集計まで、国が一括して実施されたい。また、調査の結果を踏まえた実効性のある効果的な支援方法について明確にされたい。

令和2年12月25日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

九都県市首脳会議

座長	川崎市長	福田 紀彦
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	林 文子
	千葉市長	熊谷 俊人
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村賢太郎